

# 食品一般ユニオン

## 規 約

### 第一章 総 則

#### 第一条（名称）

この労働組合は食品関連一般労働組合（略称：食品一般ユニオン）という。以下、食品一般ユニオンという。

#### 第二条（事務所）

この組合の事務所は、埼玉県蓮田市関山2丁目2番地26号におく。

#### 第三条（目的）

労働者、生活者としての総合的な要求の実現を図っていく。あわせて、幅広い国民の連帯を追及していく中で、食品企業の民主化、食品産業の民主的再編のための運動に参加していく。

### 第二章 加 入・脱 退

#### 第四条（加入の手続き）

この組合は個人加入方式による労働組合とし、加入を望む者は、当月分の組合費をそえて所定の書面で執行委員会に申し込む。

#### 第四条の2（組合員の権利）

何人も、いかなる場合においても人種、宗教、性別、門地または身分によってその資格は奪われない。また、全ての問題に参加する権利及び均等の取り扱いを受ける権利がある。

#### 第五条（脱退の手続き）

脱退しようとする人は、書面で執行委員会に届け出る。

### 第三章 機 関

#### 第六条（会議）

次の会議により組合を運営する。

- 1、大会
- 2、執行委員会

#### 第七条（大会）

- 1、年一回開催する。
- 2、次の事項を審議決定する。
  - ① 活動報告と運動方針
  - ② 決算および監査報告と予算
  - ③ 役員を選出と解任
  - ④ その他、必要事項

- 3、議決は挙手もしくは投票によって行ない、議長を除く出席構成員の過半数以上を持って成立とする。可否同数の場合は議長が決定する。

#### **第八条（執行委員会）**

- 1、執行委員会は大会で選出された役員で構成し、運動方針に沿って組合の運営にあたる。
- 2、執行委員会は、大会の決定に従い日常業務を遂行する。

#### **第九条（役員）**

次の役員をおく。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1、委員長（代表者） | 1名  |
| 2、副委員長     | 若干名 |
| 3、書記長      | 1名  |
| 4、執行委員     | 若干名 |
| 5、会計監査     | 若干名 |

#### **第十条（役員を選出）**

役員は投票規則により大会で組合員の直接無記名投票で選出する。ただし、立候補者が定数以内の場合は、大会で承認を得る。

#### **第十条の2（同盟罷業）**

同盟罷業は、組合員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければならない。

## **第四章 会 計**

#### **第十一条（会計）**

- 1、会計は組合費、寄付金その他を持って充当する。
- 2、組合費は、月額500円とする。

#### **第十二条（会計の責任）**

- 1、会計帳簿、預金通帳、その他の財産を保管する責任は執行委員会が負う。
- 2、会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格のある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年一回組合員に公表しなければならない。

## **付 則**

#### **第十三条（規約の改正）**

規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持を経なければ改正されない。

#### **第十四条（合併、解散）**

合併および解散は構成員の直接無記名投票による5分の3以上の同意をもって決定する。

#### **第十五条**

- この規約は1996年2月25日より施行する。  
この規約は2001年4月15日より改正する。  
この規約は2007年1月20日より一部改正する。  
この規約は2010年3月6日より一部改正する。

## 投票規則

### 第一条（目的）

この規則は規約十条の役員選出方法および投票管理について定める。

### 第二条（選挙管理）

大会の議長が議場の承認を得て選挙管理委員を任命する。

### 第三条（役員定数）

執行委員会が大会の議案と共に定数を提案し決定する。

### 第四条（役割）

選挙管理委員は次の事務を行なう。

- ①候補者の受け付け
- ②投票と開票に関する集計事務
- ③当選の確認と発表
- ④その他、選挙管理に関すること

### 第五条（被選挙人）

組合員は全ての役員に立候補することができる。

### 第六条（選挙権）

大会開催日までに組合費を完納している組合員とする。選挙人名簿は執行委員会が作成し、選挙管理委員に提出する。

### 第七条（選挙運動）

他者の人格、名誉侵害など規約の目的を逸脱しない範囲で自由である。

### 第八条（選挙の方法）

選挙管理委員が定めた投票用紙に必要事項を記入し投函する。

### 第九条（投票の方法）

役員選出の投票は直接無記名投票で単記もしくは不完全連記制とする。

### 第十条（当選）

決定は次による。

- ①単記は最多得票者の候補者とする。
- ②連記は得票の順位より、高位から定員までの候補者とする。
- ③得票が同数の場合は決選投票を行ない、高得票者とする。

### 第十一条（当選者の発表と通知）

選挙管理委員は開票の結果を速やかに発表すると共に当選者に通知しなければならない。

## 付則

この規則は2001年4月15日より施行する。

この規則は2010年3月6日より一部改正する。

当組合の規約に相違ない。

食品関連一般労働組合  
代表者 松下 秀孝